

年末の農地法許可申請は  
11月20日(火)までに

農地の転用などに関する許可申請は、農業委員会への申請書類提出後、委員会が意見書を添えて県へ送付↓毎月末に審査↓許可すべき事案について許可書を交付、という流れで手続きが進められていますが、毎年12月は法務局など関係機関の事務処理の都合上、県では中旬に年内最後の審査が行われます。

この審査に間に合わせるためには、11月20日(火)までに農業委員会事務局へ許可申請書を提出してください。  
この締め切りを過ぎてから農業委員会へ提出された場合の県審査は、来年1月末になりますので、ご注意ください。

○お問い合わせ  
農業委員会事務局  
☎43-1888(直通)

児童扶養手当受給者の皆さんへ  
—受給期間が5年を経過された方—

児童扶養手当については、平成14年の法律改正により見直され、受給期間が5年を経過した方については、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で、その一部が支給停止(減額)されることになっていきます。

平成15年4月1日現在で受給資格を持っている方は、平成20年4月分の手当てから減額の対象となります。  
なお、一部支給停止の額や、一部支給停止の対象外となる方の範囲などに関する具体的な内容は、本年末に決定される予定となっています。

○お問い合わせ  
高知県健康福祉部こども課  
母子福祉担当  
☎088-823-9654  
大方総合支所健康福祉課  
福祉係  
☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所健康福祉課  
保険福祉係  
☎55-3112(直通)

特別弔慰金の請求は  
お済みですか？

請求期限  
平成20年3月31日(月)  
この期限を過ぎますと、法律の規定により、特別弔慰金を受け取る権利が消滅します。

対象者  
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料、遺族年金などを受け取る方がいない場合に、次の順番による先順位の対象者

- 1 遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
  - 2 弔慰金の受給権者
  - 3 戦没者等の子
  - 4 ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除きます)
  - 5 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 前記1から4以外の三親等内親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません)
- お問い合わせ・請求窓口  
大方総合支所健康福祉課  
福祉係  
☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所健康福祉課  
保険福祉係  
☎55-3112(直通)
- \*対象者は、戦没者等の死亡時に生まれていたことが要件となります。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 給付内容  
●額面40万円  
(10年償還の記名国債)

## 子犬の譲渡会

**日時** 11月28日(水)  
午前9時40分～午前11時50分  
**場所** 中村小動物管理センター(四万十市古津賀)

■子犬を譲りたい方

- 午前9時40分から午前10時までに受け付けしてください。
- \*事前に高知県幡多福祉保健所に連絡し、当日は印鑑を持って、子犬を連れてきてください。
- \*原則として生後2～3カ月、離乳済みの子犬を対象とします。

■子犬を飼いたい方

- 午前10時から午前10時20分までに受け付けをしてください。
- \*当日は、印鑑と子犬を入れる箱を持ってきてください。子犬の譲渡が決まった方は、「飼い始め講習会」を受けていただきます。

**次回譲渡会の予定**  
平成20年2月27日(水)

●お問い合わせ

高知県幡多福祉保健所 食品・衛生課  
☎34-5119  
大方総合支所 住民課 環境保全係  
☎43-2800(直通)  
佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係  
☎55-3700(直通)

